

国立大学法人富山大学職員表彰細則

平成17年12月13日制定

平成19年3月20日改正

平成28年4月1日改正

平成28年4月21日改正

平成29年3月6日改正

平成30年3月27日改正

令和元年9月24日改正

令和3年4月20日改正

令和4年1月11日改正

令和6年7月23日改正

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人富山大学職員表彰規則（以下「表彰規則」という。）第13条の規定に基づき、職員の表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(永年勤続者表彰及び退職者表彰)

第2条 永年勤続者表彰は、原則として勤労感謝の日の前日に行うものとする。ただし、その日が土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその前々日に行うものとする。

2 退職者表彰は、退職の日の14日前までに行うものとする。ただし、次に掲げる場合はその都度学長が定める日に行うものとする。

(1) 表彰規則第5条に該当する職員が死亡した場合

(2) やむを得ない事由により、退職の日の14日前までに退職者表彰を行うことが困難な場合

3 表彰規則第4条及び第5条に規定する勤続期間を満たす者であっても、表彰日以前1年以内に懲戒処分等を受けた者は、勤務成績が良好な者とはみなさないものとする。

(善行功労表彰)

第3条 表彰規則第7条に規定する善行又は職務上の功績が特に顕著な者とは、次に掲げる者とする。

(1) 社会的な貢献をなし、本学の名誉を高めた者

(2) 火災、盗難等を未然に防止し、又は災害に際し特に功労があった者

(3) 職務上有益な発明、改良、考案又は工夫を行うなど顕著な功績があった者

(4) その他前各号に準ずる善行又は功労があった者

2 学系長又は部局長（学部長、教養教育院長、教職実践開発研究科長、和漢医薬学総合研究所長、附属病院長、附属図書館長、機構長、学内共同教育研究施設長、学外との連携による教育研究施設の長、保健管理センター長、未病研究センター長、ダイバーシティ推進センター長、附属学校長（幼稚園にあっては園長）及び事務局長）は、所属する職員が表彰対象者に該当すると認める場合は、速やかにその内容の詳細を付して学長に推薦するものとする。

3 学長は、前項の規定により推薦のあった場合表彰対象者の選考を行い、速やかに表彰

の可否を決定するものとする。ただし、学長は、表彰の可否について役員会の意見を聴取することができる。

- 4 学長は、第2項に規定する推薦がない場合であっても、表彰対象者に該当すると認める者があるときは、前項の規定を準用する。

(教員業績評価に基づく優秀教員表彰)

第4条 表彰規則第8条に規定する本学教員業績評価において優れた評価を得た者とは、業績評価区分がS評価及びA評価に決定された者とする。

- 2 表彰規則第12条第3項の規定に基づき、被表彰者(助教及び助手に限る。)には報奨金を支給する。

- 3 報奨金の額は、30,000円とする。

- 4 報奨金は、表彰後速やかに給与の支給日に支給する。

- 5 第1項の規定にかかわらず、表彰日以前の1年以内に懲戒処分等を受けた者については、表彰しないものとする。

(学内研究発表会優秀者表彰)

第5条 表彰規則第9条に規定する学内における研究発表会等において表彰された者とは、学長又は部局長が指定する学内の研究発表会等において、審査を受けて優秀者として表彰された者とする。

- 2 表彰規則第12条第3項の規定に基づき、被表彰者には報奨金を支給することができる。

- 3 報奨金の額は、当該研究発表会等の募集要領等において定めた額とする。

- 4 報奨金は、表彰後速やかに給与の支給日に支給する。

- 5 第1項の規定にかかわらず、表彰日以前の1年以内に懲戒処分等を受けた者については、表彰しないものとする。

附 則

この細則は、平成17年12月13日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成19年3月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成29年3月6日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この細則は、令和4年1月11日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、令和3年度に実施した教員業績評価から適用する。

附 則

この細則は、令和6年7月23日から施行する。